

# 複合問題対策 (労働科目編)



社会保険労務士  
山川 靖樹  
(山川社労士予備校)

本試験の択一式問題では、5つの肢すべて異なる分野から出題される“複合問題”が増えてきています。複数分野の知識を短時間で効率よく頭の中から出し入れできるよう、オリジナルの複合問題を題材に、解説、まとめの図表でトレーニングします。



### ～はじめに～

近年の本試験（択一式）の出題形式の傾向をみると、特に社会保険科目を中心に、1つの設問中の5つの肢がすべて異なった分野を用いる問題が増えてきています。このような「**複合問題（だき合わせ問題）**」を解くときには、以下のような点に注意しなければなりません。

- 複数分野の知識を、短時間で効率よく頭の中から引き出す訓練が必要。
- 分野が異なるので、ある肢の正誤判定の知識が他の肢の正誤判定に使えない。

このような特徴について対応するためには、同じ形式でトレーニングを積んでおくことがもっとも効率的です。そこで、今月号及び来月号の特集では「**五肢択一式**」の形式でこの訓練をします。まず、最初に問題を解いていただき、その後、解答解説、まとめの図表及び解説講義を必要に応じて確認してください。

# I 労働基準法

〔問 1〕 労働基準法に関する次の記述のうち、正しいものはどれか。

- A 使用者が、平成30年4月13日をもって労働者を解雇しようとする場合において、4月1日に解雇の予告をしたときは、少なくとも平均賃金の17日分の解雇予告手当を支払わなければならない。
- B 期間の定めのある労働契約を更新する場合の基準に関する事項（期間の定めのある労働契約であって当該労働契約の期間の満了後に当該労働契約を更新する場合があるものの締結の場合に限る）については、就業規則に必ず記載しなければならない絶対的必要記載事項とされている。
- C 使用者は、妊娠中の女性及び産後1年を経過しない女性（「妊産婦」という）が、請求した場合においては、他の軽易な業務に転換させなければならない。
- D 労働者が、退職の場合において、退職の事由（退職の事由が解雇の場合にあっては、その理由を含む、以下同じ）について証明書を請求した場合においては、使用者は、遅滞なくこれを交付しなければならない。使用者は、あらかじめ第三者と謀り、労働者の就業を妨げることを目的として、この証明書に当該退職の事由に係る秘密の記号を記入してはならない。
- E 警察官、消防吏員、常勤の消防団員、准救急隊員及び児童自立支援施設に勤務する職員で児童と起居をともにする者について、労働基準法第34条第3項（休憩時間の自由利用）の規定は適用しないとするためには、使用者はその員数及び勤務の態様について、あらかじめ所轄労働基準監督署長の許可を受けなければならない。